

企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ

I. 中途脱退者について

中途脱退者とは、退職等の理由で、加入していた厚生年金基金や確定給付企業年金の加入資格を短期間で喪失した方で、確定給付企業年金については、その年金を受ける権利を有していない方をいいます。中途脱退者で脱退一時金を受けることができる方は、以下の3つの選択肢があります。

中途脱退者の企業年金の取り扱いについて



II. 中途脱退者への説明義務についてご存じですか

厚生年金基金、企業年金基金及び事業主は、加入資格を喪失した中途脱退者に対し、脱退一時金相当額の移換の申出期限、その他脱退一時金の移換に関して必要な事項を説明する義務があります。

具体的な説明事項例

- ① 移換申出期限
- ② 脱退一時金の額及び算定基礎期間
- ③ 資格喪失時の選択肢

【参考1】

確定給付企業年金法施行規則(抜粋)

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

百四十四条の十六 令第六十五条の十九第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

※厚生年金基金についても同様の義務が課せられています。(なお、その効力を有する廃止前厚生年金基金規則第七十四条の三第一項による)

【参考2】

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(抜粋)

(平成26年3月24日年発0342第1号)

第二 政令、省令、告示の内容等

六 その他

平成二十五年改正法の施行に伴い、(中略)厚生年金基金は、引き続き中途脱退者に対する説明義務があるものであり、例えば企業年金連合会が作成しているパンフレットの活用等を通じてわかりやすく説明することが求められることに留意すること。なお、確定給付企業年金の説明義務についても同様である。

Ⅲ. 通算企業年金の特徴

終身年金

ご本人が生存している限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただける終身年金なので安心です。

予定利率

2.25%～1.50%

年金額を算定する際の予定利率は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて、2.25%～1.50%です。

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	2.25%
45歳以上55歳未満	2.00%
55歳以上65歳未満	1.75%
65歳以上	1.50%

保証期間付

保証期間とは、年金受給開始年齢から原則として80歳に達するまでの期間を指します。その間に亡くなられた場合は死亡一時金に、また年金から一時金に変更する場合は選択一時金として受けとることが可能です。

原則65歳よりお受け取り

年金受給開始年齢は65歳（老齢厚生年金同様、生年月日により60歳から65歳に段階的に引き上がります。）からになります。
なお、年金受給開始年齢時に年金に代えて、選択一時金として受給することもできます。

移換金は非課税

企業年金連合会への移換には、所得税はかかりません。

※通算企業年金を選択される場合には、次のことにご注意ください

- ①申出いただける期限は、加入資格を喪失した日から1年です。
- ②移換時に脱退一時金相当額より事務費をいただきます。
- ③脱退一時金相当額をお預かりしてから、死亡一時金や選択一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります。

※法律改正（平成26年4月施行）により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会（新連合会）の設立時に解散することとなりました。（現段階では、解散時期は未定です。）

<確定給付企業年金の場合>

企業年金連合会が解散した場合でも、通算企業年金は新連合会へ引き継がれます。

<厚生年金基金の場合>

企業年金連合会が解散した場合は、通算企業年金に代えて残余財産を分配することになりますが、その分配金の額が当初お預かりした脱退一時金相当額を下回る場合があります。また、新連合会がその分配金を原資として新たな老齢年金の給付を行うことができますが、現在の通算企業年金と同じ給付設計になるとは限りません。

連合会ホームページより通算企業年金の年金額の試算ができます。

※ <http://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>

年金試算条件	
生年月日	西暦 1980 年 1 月 1 日
脱退一時金相当額または残余財産分配金の額	2000000 円
性別	☑ 男性 ☐ 女性
資格喪失年月日 (解散・制度終了認可年月日)	平成 27 年 1 月 1 日
予定移換申出年月 (注記1、2、3)	平成 27 年 3 月

年金試算結果	
支給開始年齢時の年金額 (年間の支払額) (注記1)	223,899円
支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2)	65歳
事務費額	34,100円

